裁判所共済組合定款の一部変更について

裁判所共済組合定款（平成17年４月１日全部変更）の一部を次のように変更する。

令和７年４月１日

裁判所共済組合代表者
最高裁判所長官　今崎　幸彦

第３条に次の一項を加える。

組合は、本部の事務の一部を処理する機関を埼玉県和光市にある最高裁判所和光庁舎内に置く。

第16条ただし書中「第10号の３」を「第10号の５」に改める。

第31条第１項の表中「$\frac{8.03}{1,000}$」を「$\frac{8.61}{1,000}$」に、「$\frac{16.06}{1,000}$」を「$\frac{17.22}{1,000}$」に改め、同条第２項の表中「$\frac{8.03}{1,000}$」を「$\frac{8.61}{1,000}$」に改め、同条第３項中「$\frac{2.29}{1,000}$」を「$\frac{2.28}{1,000}$」に改める。

別表本部の項を次のように改める。

本部	東京都千代田区 最高裁判所内	最高裁判所（司法研修所、裁判所職員総合研修所及び最高裁判所図書館を含む。） 東京高等裁判所 知的財産高等裁判所 東京地方裁判所、東京地方裁判所立川支部 東京地方裁判所管内簡易裁判所 東京家庭裁判所、東京家庭裁判所立川支部 横浜地方裁判所、横浜地方裁判所各支部 横浜地方裁判所管内簡易裁判所 横浜家庭裁判所、横浜家庭裁判所各支部 さいたま地方裁判所、さいたま地方裁判所各支部 さいたま地方裁判所管内簡易裁判所 さいたま家庭裁判所、さいたま家庭裁判所各支部 千葉地方裁判所、千葉地方裁判所各支部 千葉地方裁判所管内簡易裁判所 千葉家庭裁判所、千葉家庭裁判所各支部 水戸地方裁判所、水戸地方裁判所各支部 水戸地方裁判所管内簡易裁判所 水戸家庭裁判所、水戸家庭裁判所各支部 宇都宮地方裁判所、宇都宮地方裁判所各支部 宇都宮地方裁判所管内簡易裁判所 宇都宮家庭裁判所、宇都宮家庭裁判所各支部 前橋地方裁判所、前橋地方裁判所各支部 前橋地方裁判所管内簡易裁判所 前橋家庭裁判所、前橋家庭裁判所各支部 静岡地方裁判所、静岡地方裁判所各支部 静岡地方裁判所管内簡易裁判所